

井原市スポーツ大会激励金交付基準

(趣旨)

第1条 井原市文化・スポーツ振興協会（以下「協会」という。）が激励金交付について、必要な事項を定める。

(激励金の交付対象者)

第2条 激励金の交付対象者は、岡山県等を代表して中国大会以上に出場することを認められた選手、団体並びに監督・コーチとし、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 井原市に居住する者

(2) 井原市に勤務又は通学する者

(3) 井原市内に活動の本拠地を有する団体

(4) 井原市出身の中高校生で、保護者が井原市に住所を有している者のうち、岡山県の代表選手として登録され中国大会に出場する者、全国大会又は国際大会に出場する者

(全国大会以上の出場には、岡山県代表の条件は不要)

2 団体競技における激励金交付対象者は、大会要項に定められている員数以内とする。

3 交付対象者のうち、補助基準に基づき井原市から交付される補助対象者には交付しない。

(激励金の交付対象となる大会)

第3条 激励金の交付対象となる大会は、次に掲げるものとする。

(1) 国及び地方公共団体、財団法人日本体育協会（加盟団体を含む）並びに学校体育団体が主催、共催若しくは後援する中国大会以上の大会又はそれらの団体から推薦を受けて出場する国際大会

(2) その他協会が特に必要と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は激励金の交付対象としない。

(1) 県または、これに準ずる区域を超える規模の予選又は選考会を得ずに出場する場合

(2) 親睦、交歓を目的に開催される場合

(激励金の金額)

第4条 激励金は、次に定める金額を上限とし、協会が決定する額とする。

(1) 国際大会に出場する者 10,000円

(2) 全国大会、西日本及び中国大会規模の大会に出場する者 5,000円

2 団体においては、前項に定める金額に人数を乗じた額とする。ただし、上限を50,000円とする。

(激励金の申請等)

第5条 激励金の交付を受けようとする団体又は個人は、次の書類を添えて井原市教育委員会スポーツ課へ提出するものとする。

(1) 大会要項及び申込書の写し等、大会に出場することを記した書類

(2) 予選大会等を経ず推薦にて出場する場合は、その推薦書の写し

(3) その他協会が指示する書類

2 協会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、激励金を交付するものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。